

令和8（2026）年度

伊丹市生活困窮者・生活保護者就労準備支援事業業務委託仕様書

1. 事業名

令和8（2026）年度伊丹市生活困窮者・生活保護者就労準備支援事業

2. 事業目的

生活困窮者及び生活保護者のうち、生活リズムが乱れている等基本的な生活習慣に課題を有する者や、他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要な者、就労の意思が希薄な者、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している者等、一般就労に向けた準備が整っていない者に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善から就労のための基礎的能力の形成まで、計画的かつ一貫して支援を実施することによる、就労可能性の向上と自立の促進を目的とする。

3. 委託期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

4. 支援対象者

本事業における支援の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

（1）生活困窮者

伊丹市くらし・相談サポートセンター（自立相談課）による支援を受けている者で、就労を希望しているが、日常生活・社会参加能力・就労のための知識・技術の不足等により直ちに一般就労が困難である者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の市町村民税均等割が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下である者。
- ② 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下である者。
また、以下の要件のいずれかに該当する場合も、上記①及び②の要件を満たす者に準じるものとして取り扱いを行うものとする。
- ③ ①又は②に規定する額のうち把握することが困難なものがある者。

④ ③に該当しないが、①又は②に該当する者となるおそれがあること。

⑤ 福祉事務所長が当該事業による支援が必要と認めた場合。

(2) 生活保護者

次のいずれの要件にも該当する者とする。

① 福祉事務所長が就労可能と判断する者（高校在学、傷病、障がいのため就労が困難と市が判断する者以外の生活保護者をいう。）

② 就労を希望しているが、日常生活・社会参加能力・就労のための知識・技能の不足等、直ちに一般就労することが困難な者。

5. 業務にあたっての留意事項

自尊感情が低下している支援対象者に対しては、まず信頼関係の構築に重点をおいた上で、自尊感情の回復を図り、支援対象者自身が主体的に取り組むことのできるような支援を心がけること。また、複合的な課題を抱えていることが多く、本支援以外の支援の必要性もあることから、実施にあたっては市の担当者と密接な連携を行い、全体的な支援の中での本支援の位置づけを常に認識するものとする。

6. 支援の実施決定

支援の実施決定については次のとおりとする。なお、支援の実施決定前に支援対象者の適性確認等のために必要な場合には、短期間（概ね2週間程度）の事業体験を実施できるものとする。

(1) 生活困窮者

支援対象者のうち、事業への参加を希望する者について、支援調整会議においてその適否を協議し、支援の決定を行う。

(2) 生活保護者

支援対象者のうち、事業への参加を希望する者について、ケース検討会議においてその適否を協議し、支援の決定を行う。

7. 支援拠点の確保

受託事業者は、市と協議のうえ、伊丹市内に居住する支援対象者が、安定的かつ継続的に支援を受けることができる場所に支援拠点を確保し、その拠点を中心に受託事業者が確保した場所及び協力事業所にて支援を実施することとする。なお、支援実施の際には、事前の支援計画及び就労準備支援プログラムに基づいた支援場所で実施するものとする。また、支援拠点の確保にかかる手続き、及び支援に必要となる備品等の準備については、受託事業者

が執り行い、それらに伴う費用については受託事業者が負担するものとする。

8. 実施体制

(1) 業務実施日及び業務実施時間

業務時間は、本仕様書第3項に定める受託期間内で、伊丹市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項に規定する休日を除く、平日の午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市と受託事業者との協議により、業務を要しない日時等を別に定めることができるものとする。

(2) 人員配置

本事業の実施にあたり、受託事業者は本事業を実施するための常勤職員（以下「就労準備支援員」という。）を必ず1名以上配置し、支援を行う。なお、就労準備支援員は、キャリアコンサルタント等の有資格者など適切な支援を行うことができる者とし、国が実施する就労準備支援担当者支援養成研修を受講済み又は受講する予定の者を配置させるものとする。

また、業務の適切な実施のため、その他の研修への参加や他自治体及び他団体等が実施している業務の視察等についても積極的に実施し、就労準備支援員の資質の向上に努めることとする。なお、無償の養成研修以外の研修受講等にかかる費用については、受託事業者が負担するものとする。

9. 業務の内容

受託事業者は、支援対象者に対し、市及び協力事業所と連携し、一般就労に向けた準備支援として日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、就労自立に関する支援、就労体験の機会の提供や、就労体験先となる事業所の開拓等を実施する。主たる業務は以下のとおりとする。

(1) 就労準備支援プログラムの作成

自立相談課又は生活支援課において作成される支援計画とは別に、利用者毎に就労準備支援プログラムを作成する。なお、支援の期間は最長で1年とする。

また、当該プログラムは計画書と評価書で構成し、他の関係者が正しく支援対象者の課題や目標、具体的な支援内容を把握できるように必ず文書化した上で、1ヶ月に1回は進捗状況の確認・評価を実施し、必要に応じ見直しを行うこととする。

(2) アセスメント及び支援方針検討における積極的関与

自立相談課又は生活支援課が行う支援におけるアセスメントや、支援方針を検討する場となる支援調整会議やケース検討会議に参加する等、必要に応じて積極的に関与するもの

とする。

(3) 日常生活自立に関する支援

規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみなどに関する助言や指導又はそれらを学習するためのセミナーを実施し、適正な生活習慣の形成を促す。

(4) 社会生活自立に関する支援

挨拶の励行等の基本的コミュニケーション能力の形成に向けた支援及びそれらを学習するためのセミナー又はボランティア活動等を実施し、社会的能力の形成を促す。

(5) 就労自立に関する支援

ビジネスマナー講習やキャリア・コンサルティング、模擬面接や履歴書の作成指導等を実施し、就労に向けた技法や知識の習得等を促す。

(6) 就労体験の機会の提供

一般就労に向けた就労体験の機会を提供する。受託事業者が行う就労体験以外にも、本事業の目的を理解し、受託事業者と協力して利用者を受け入れようとする事業所（以下「協力事業所」という。）において、就労に向けた基礎的な訓練を行う就労体験の機会を提供する。なお、就労体験場所の選定は、利用者の希望を元に、市が最終決定を行うものとする。

(7) 謝礼金の支払いについて

協力事業所における就労体験の実施が支援計画に盛り込まれている場合には、支援対象者を1名受け入れる毎に、受け入れのための必要経費として、初回開始（予定）月に限り謝礼金1万円を、委託費より協力事業所に支払うものとする。

また、支援対象者の協力事業所毎の利用日数に応じ、1月に10日以上の場合には3万円、10日未満の場合には日額3千円を利用日数に乗じて、委託費より協力事業所に支払うものとする。なお、受託事業者が自ら行う就労体験については、受託事業の一部として謝礼金は発生しないものとする。

(8) 新規協力事業所の開拓と連絡調整事務

就労体験を行うにあたり、各協力事業所と連携し支援に取り組むとともに、新たな協力事業所を開拓し、事業説明から導入まで責任をもって行うこととする。なお、協力事業所との連絡調整にあたり生じる事務についても受託事業者の業務とする。

(9) 各関係機関との連携体制構築及び役割分担に関する認識共有

市をはじめとする各関係機関との役割分担について認識を共有し、支援の際に実際に機能する連携体制の構築を図る。また、連携体制の構築及び制度への認識や理解を深めるため、各関係機関への啓発を目的としたセミナーの実施等を行う。

(10) 就職活動支援

市の担当者が支援を行うよりも、就労準備支援員が引き続き就職活動支援を行った方がよいと考えられる場合には、自立相談課又は生活支援課と連携し、支援対象者の状況に応じた仕事探しや、各関係機関への同行支援等を行う。

10. 支援における留意事項

(1) 支援における全般的留意事項

- ①本事業は、生活困窮者15人以上、生活保護者15人以上の定員を設定する。但し、支援対象者が定員に満たない場合であっても事業を実施する。なお、定員を上回る利用申請があった等により、一時的に事業を利用できない者が生じた場合は、利用に係る優先順位について原則先着順とする。また、一時的に利用ができない者については、本人の状況に応じて就労訓練事業の利用を勧める等、必要な支援が行われるよう市と連携を図るものとする。
- ②本事業において行う就労支援は、各関係機関等への同行支援等を想定しており、職業安定法上の手続きを必要とはしないが、職業安定法上の手続きを行った上で受託事業者自ら職業紹介を行うことを妨げないものとする。
- ③受託事業者は、支援対象者から支援利用に伴う食事の提供に要する費用を除き、利用料を徴収してはならない。
- ④支援対象者が、支援の結果、就職した場合は原則として支援終了となる。但し、週1～2日程度のアルバイトに就いた支援対象者が、正社員としての就労に向けて事業の継続的な利用を希望する場合等については、市と相談の上、支援継続を可とする。
- ⑤支援対象者が、支援終了後、一定期間就労した後に離職し、新たに就労に関する課題を抱えるに至った場合等において、改めて市が本事業による支援が適当と判断した場合には事業の再利用を可とする。
- ⑥支援期間中に本契約が終了する場合は、本事業による支援を終了し、支援対象者の状況や意向を踏まえ、市へ支援を引き継ぐものとする。
- ⑦本事業における事業進捗状況や事業運営の改善等を協議する機会として、原則月1回市と協議の場を設けるものとする。
- ⑧受託事業者は、支援時において支援対象者の心身に関わるトラブル、若しくは支援対象者の支援に支障が生じるような事象等が生じた際は、即時に市に連絡をとり、対応を協議するものとする。
- ⑨受託事業者は、支援対象者が支援拠点に通うことが物理的に困難を感じる場合には、送迎の実施等、安定的かつ継続的に支援を受けることができる方策を講じること。

(2) 就労体験における留意事項

- ①本事業による就労体験は、協力事業所等において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約を伴わないものであるため、実施にあたっては、就労準備支援プログラムの計画書において、「作業日、作業時間、作業量等による自由があり、労働の対償としての賃金の支払いのない就労体験に従事する」点等について明記することとし、当事者間での理解と合意を前提にトラブル防止に努めることとする。
- ②就労体験を行う支援対象者については、就労体験時に就労準備支援プログラムに基づく訓練を行う者であることが分かるよう、就労訓練事業の雇用型及び一般就労を行っているほかの就業者との区分を明確に行わねばならない。
- ③支援対象者が就労体験を行う場合、就労体験先の協力事業所が、就労訓練事業の認定を受けていなくとも、体験先として活用することを妨げない。
- ④就労体験の支援対象者は、労働者性が認められない限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となるが、就労体験であっても就労の状態によって個別に労働者性ありと判断される場合があることに留意するものとする。
- ⑤支援対象者に対して、労働基準法（昭和34年法律第49号）第62条に規定する危険有害業務等の危険な作業に就かせないこと。また、就労体験中は、常に支援対象者の安全衛生面・災害補償面への配慮を行うものとし、労災保険に代わる保険制度への加入措置を受託事業者負担にて講ずるものとする。
- ⑥就労準備支援員が、本事業における就労体験を行う支援対象者に同行し、地域の協力事業所等で軽易な作業を行う場合には、当該協力事業所の職員が就労準備支援員を通さず、直接対象者に対して指示及び管理を行わないよう留意すること。ただし、支援対象者に対する技術的アドバイスについては、これを妨げない。
- ⑦支援対象者の就労へのインセンティブを高める上で、就労体験において行った生産活動によって得られた収益の中から、工賃や交通費及び報奨金等の形で一定金額を支出することは妨げないが、委託料からこれらを直接支出してはならない。
- ⑧就労体験を利用した支援対象者に上記の工賃及び報奨金等を支払う場合には、欠席・遅刻・早退に対する減額制裁及び就労実績に応じた差をつけてはならない。ただし、就労内容や実作業時間に対し、個別に額を設定し支給することは妨げない。
- ⑨本事業による支援対象者について、工賃等に限らず、就労実績が低いことや通所の状況が芳しくないこと等を理由として、事業所内で不利益な措置を講じてはならない。ただし、当該対象者が法令違反により罰則の適用を受ける場合、事業所に損害を与えるなど社会通念上問題がある行為を行ったと認められる場合には、市との協議を経て当該対象者の就労体験実施に係る契約を解除することを妨げない。

1 1. 実績報告等

(1) 実績報告書の提出

受託事業者は、本事業における当月分の支援状況について取りまとめ、委託業務実績報告書を作成し、翌月 10 日までに市へ提出するものとする。なお、委託業務完了後、年度における支援状況及び支援結果の概要を取りまとめ、委託業務実績報告書とともに委託業務における収支決算書を市に提出するものとする。

(2) 引継ぎ書の作成

委託契約終了後、他者に事業を引き継ぐ必要が生じた場合は、委託終了前に引継期間を設け、引継ぎ書を作成する等、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じなければならない。

また、個別の支援の記録等の資料についても、速やかに市又は市が指定した事業者に引き継ぐものとする。)

1 2. 委託料

市は、受託事業者に対して、原則予算を超えない範囲で委託料を支払うものとする。

1 3. 委託料の支払い

受託事業者は、所定の手続きに従い、毎月の委託料を記した請求書を第 1 1 項の委託実績報告書とともに市に提出するものとし、当該請求があった時から 30 日以内に委託料を支払うものとする。ただし、委託終了後における収支決算書等の審査に基づき、過払い額が認められた場合には、支払い済みの委託料について返還を求めるものとする。

なお、受託事業者は、就労準備支援事業にかかる経理と他の事業に係る経理を明確に区分することとする。

1 4. 事業実施における運用基準及び法令等の遵守

(1) 受託事業者は、その他事業実施にあたっては、以下の報告書、手引き及びマニュアル等に基づいた運営を行い、関係法令等を遵守することとする。

①就労準備支援事業の手引き

(令和 7 年 5 月 14 日付け社援地発 0514 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について」の別添 3)

②生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル

(令和 7 年 5 月 14 日第 15 版)

(令和7年5月14日付け社援地発0514第2号厚生労働省社会・援護局長通知)

(2) さらに、以下についても業務実施に関連するため、参照すること。

①自立相談支援事業の手引き

(令和7年5月14日付け社援地発0514第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について」の別添1)

②生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン

(改正版)

(平成30年10月1日付け社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知)

③家計改善支援事業の手引き

(令和7年5月14日付け社援地発0514第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について」の別添5)

④生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集

(令和7年4月1日版)

(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室)

(3) 資料の作成等にあたり、画像や映像、出版物等を利用する際には、著作権処理の必要のない素材を利用するか、あるいは利用に必要な手続きを必ず行うこと。

15. 業務の一括再委託の禁止

受託事業者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ市の承諾を得るものとする。

16. 個人情報保護及び守秘義務

本事業に関わるすべての関係人は、個人情報の取扱いにおいて、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の法令を遵守するものとし、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底するものとする。また受託事業者は、事業実施にあたり知り得た情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

17. 調査協力及び資料の取扱いについて

市より資料作成要請や報告依頼があった場合には、可能な限り協力するものとする。また、事業の効果や課題について適切に分析、検証を行い、資料を提出すること。

なお、本事業の実施で得られた結果や成果、課題分析等の内容及び資料に係る著作権については市に帰属するものとし、市の承諾なく資料を複写し、又は複製して使用してはならない。

18. 損害の賠償等

本事業の実施において、支援対象者が故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、受託事業者がその賠償責任を負うこととする。また、就労準備支援員等は、支援対象者に対して常に真摯な対応を心がけるとともに、いかなる状況であろうと暴言及び暴力行為を行ってはならない。また、それによって生じた苦情及び損害等については、全て受託事業者の責任において対処するものとする。

19. 臨機の措置

受託事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。ただし、不測の事態の発生や、緊急を要する等やむを得ない事情がある際にはこの限りではない。

20. その他

受託事業者は、本仕様書に疑義が生じた時、又は定めのない事項については、速やかに市と協議し、その指示を受けるものとする。また、仕様書に明記がない場合であっても、事業目的の遂行にあたり、必要と認められる業務については市と協議の上、誠実に履行するものとする。